

第 16 避難器具

1 用語の定義

- (1) 取付部とは、避難器具を取付ける部分をいう。
- (2) 取付部の開口部の大きさとは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあつては、取付部の開口部の有効寸法をいう。
- (3) 操作面積とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。
- (4) 降下空間とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。
- (5) 避難空地とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1 mを超えるものにあつては、1 mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。
- (6) 避難通路とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。
- (7) 取付け具とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。
- (8) 避難器具用ハッチとは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。
- (9) 避難器具専用室とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。
- (10) 固定部とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。
- (11) 固定ベースとは、取付け具に作用する外力に対抗させる目的で取付け具に取り付けられたコンクリート等のおもりをいう。

2 避難器具の選定

- (1) 避難器具は、政令第 25 条第 2 項第 1 号の表に規定するもののうち、当該器具の利用者を考慮して選定するものであること。◆
- (2) 防火対象物の避難階が 2 以上となる場合、政令第 25 条第 2 項第 1 号の表の階数は、降着側の避難階から避難器具を設置しなければならない階まで数えた階数とすること。

3 設置位置等

- (1) 避難器具は多数の者の目に触れやすく、階段、避難口その他の避難施設から適当な距離に設置すること。
- (2) 政令別表第 1 (5) 項口の防火対象物の 3 階以上の階には、すべての住戸、共用室等から 2 以上の異なった避難経路が確保できるように避難器具を設置すること。◆
- (3) 降下空間には、樹木、看板、建築物の庇、室外機、物干し等による障害物がないこと。この

場合、排煙窓のように火災時に開けることを想定して設置されている外開き窓も障害物に含まれるものであること。

(4) 避難階の避難空地から地盤面までの高さが 0.5mを超える場合は安全に避難できる措置を講じること。◆

(5) 避難空地には、当該避難空地に避難障害物が存置されることがないように、標識の設置、ゼブラ表示等の措置を講じること。◆

4 告示基準等

各避難器具の設置位置、構造、取付部、操作面積、降下空間及び避難空地等は第 16－1 表によるほか、次によること。

(1) 避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを除く。）

ア 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあっては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。

イ つり下げ式のものは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。

※ 揺れ止め措置が講じられているものは、ただし書きの降下に支障の生じないものとして取り扱って支障ない。

ウ 避難はしごを使用状態にした場合における最下部横桟（伸長した場合を含む。）から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。

エ 降下空間と架空電線との間隔は 1.2m以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は 2 m以上とすること。

オ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿った空ぼりをいう。）の部分に設けること。ただし、7に定める避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。

(2) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

前(1)．イ及びウを準用するほか、次によること。

ア 避難はしごは、つり下げはしごであること。なお、吊り元を屋外側とすること。

イ 避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。

ウ 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、7に定める避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。

エ 上下階の避難器具用ハッチは、隔板等で区切られた同一区画内に設け、かつ、各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。

オ 避難器具用ハッチの下ぶたの下端は、当該下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上 1.8 m以上であること。

カ 上下階の避難器具用ハッチの降下口相互の間隔及び隣接住戸との隔板等からの距離は、0.6

m以上の離隔を有すること。◆

キ 避難器具用ハッチは、5住戸ごとに1個以上設置するものであること。◆

(3) 緩降機

(1). ア及びエを準用するほか、次によること。

ア 床から取付部の開口部下端までの高さが0.5m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。

イ 緩降機のロープの長さは、取付け位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス0.5mの範囲となるように設定すること。

(4) 救助袋（避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く。）

ア 斜降式救助袋

(1). ア及びエを準用するほか、次によること。

(7) 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。

(4) 袋本体の下部出口部の降着面等からの高さは、無荷重の状態において0.5m以下であること。

イ 垂直式救助袋

袋本体の下部出口部と降着面等との間隔は、無荷重の状態において0.5m以下であること。

ウ 避難器具用ハッチに格納した救助袋

(1). ウ及び(2). イからキを準用すること。

(5) 滑り台

(1). ア及びエを準用するほか、滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

(6) 滑り棒

(1). ア及びエを準用するほか、滑り棒の取付部の開口部の下端から1.5m以上の高さから降着面等まで設置すること。

(7) 避難ロープ

(1). ア、ウ及びエを準用すること。

(8) 避難橋

(1). エを準用するほか、次によること。

ア 避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

イ 避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じること。

ウ 公共用道路上空以外に設置する場合は、次によること。◆

(7) 避難橋の幅は、60cm以上とすること。

(4) アルミニウム等高温により溶融しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃材料で被覆すること。ただし、避難橋の下方に開口部がない耐火構造の壁がある場合は、この限りでないこと。

(4) 避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から2m以上離れた位置に設けること。

(エ) 避難橋を設置する建築物の部分については、構造耐力上安全を確認すること。

(オ) 避難橋の付近の適宜の場所（橋の両端について）には、懐中電灯、ロープ等を収容した箱等を設けておくこと。

エ 公共用道路上空に設置する場合は、前ウを準用するほか次によること。◆

(ア) 転倒式、伸長式、回転式等の移動式とすること。ただし、関係法令等による許可を得たものにあっては、この限りでない。

(イ) 移動式の避難橋は、その一端をブラケット、ヒンジ等で常時一方の建築物に緊結しておき、避難時容易に架設操作ができるようにしておくこと。

(ウ) 前(イ)の避難橋を架設する道路の幅員は、おおむね5 m未満の道路とすること。

(9) 避難用タラップ

(1) エ、オ及び(2) オを準用するほか、避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

(10) 避難器具の設置にあたっては、取付部、避難空地相互の位置において降下中の安全が確認できる配慮がされていること。◆

5 固定部・取り付け具の構造、強度等

避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第2号）第8によること。

6 特定1階段等防火対象物における避難器具の取扱い

特定1階段等防火対象物における避難器具の取扱いについては、次のとおり運用するものであること。

(1) 安全かつ容易に避難することのできる構造のバルコニー等の取扱い（省令第27条第1項第1号イ関係）

概ね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これに準ずるものとされるが、その他これに準ずるものとして、屋上、陸屋根、若しくは地階に設置されるドライエリアも含むものであること。

(2) 常時、容易かつ確実に使用できる状態に関する取扱い（省令第27条第1項第1号ロ関係）

常時容易かつ確実に使用できる状態とは、緩降機等を常時、組み立てられた状態で使用する等、避難器具が常時使用できる状態で設置されたものをいい、このうち、バルコニー等以外に設置された避難用タラップ（固定式）、滑り台、滑り棒等は省令第27条第1項第1号ロに該当するものであること。

(3) 1動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で容易にかつ確実に使用できるものに関する取扱い（省令第27条第1項第1号ハ関係）

ア 該当する避難器具について

1動作型避難器具として新たに開発されたもののほか、従来型の避難器具では、1動作で容易に架設できる構造のものとされている避難用タラップ（半固定式）、1動作で容易に架設、組み立てできる横さん収納式の固定はしご（3階以下の階に設置される場合に限る。）等

が該当するものである。

イ 既存防火対象物に係る取扱いについて（既存防火対象物に新設する場合もこれによる。）

既存防火対象物の避難器具のうち、つり下げはしご及び避難ロープについては、避難器具本体を取付開口部の真下等の直近に設置する場合で、当該避難器具取付部の操作面積が確保され、かつ容易に見とおしできるものであること。

7 避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合は、次によること。

- (1) 不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいい、ガラスを用いる場合は、網入板ガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。）で区画されていること。ただし、建基政令第112条の規定による場合にあつては、当該規定によること。
- (2) 避難器具専用室は、避難に際し支障のない広さであること。
- (3) 避難器具専用室は、避難器具の使用方法的確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう非常照明を設置すること。
- (4) 避難器具専用室の入口には、随時開けることができ、かつ、自動的に閉鎖することのできる高さ1.8m以上、幅0.75m以上の防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）を設けること。
- (5) 避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。ただし、建築物内部に設ける場合にあつては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること。
- (6) 上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径0.5m以上の円が内接することができる大きさ以上であること。
- (7) 上昇口には、金属製のふたを設けること。ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。
- (8) 上昇口の上部に避難を容易にするための手がかり等を床面からの距離が1.2m以上になるように設けること。ただし、直接建築物の外部に出られる場合はこの限りでない。
- (9) 上昇口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあつては、おおむね180度開くものを除き、取付面と90度以上の角度でふたが固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。
- (10) 上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。

8 標識

- (1) 避難器具を設置している場所及び使用方法を表示する標識は、第16―11表によること。

第 16－11 表

種 別	設置場所	大 き さ	色	表示方法
設 置 位 置 を 表 示 す る 標 識	避難器具又は 避難器具直近 の見やすい箇 所	縦 12cm 以上 横 36cm 以上	地色と文字の色は、 相互に対比色となる 配色とし、文字が明 確に読みとれるもの であること。 (例) 白字に黒文字	・「避難器具」又は「避 難」若しくは「救 助」の文字を有す る器具名を記載。 ・文字の大きさは 5 cm 以上◆
設 置 位 置 ま で 誘 導 す る 標 識	避難器具の設 置箇所に至る 廊下、通路等			
使 用 方 法 を 表 示 す る 標 識	避難器具又は 避難器具直近 の見やすい箇 所	縦 30cm 以上 横 60cm 以上 ただし、明確に読 み取れる場合は、こ の大きさによらな いことができる。	同上◆	・図及び文字等を用 いてわかり易く表 示すること。 ・文字の大きさは 1 cm 以上◆
備考 1 設置位置を表示する標識及び設置位置まで誘導する標識については、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあつては、設置しないことができる。 2 設置位置を表示する標識と使用方法を表示する標識は、兼用することができる。 3 前 2 の兼用する場合の標識の大きさは、縦及び横の長さがそれぞれ 30cm 以上及び 60cm 以上とすること。 4 使用方法を表示する標識は、使用方法が簡便な器具に限って、設置しないことができる。				

(2) 隔板等への表示は第 16－12 表の例により塗料等で明確にすること。

第 16－12 表

避難経路である旨の表示	「非常口」「非常出口」又は「この先避難器具あり」 「避難の際は、ここを破って避難ができます。」 「避難の際は、ここを破って隣戸に避難して下さい。」
隔板等の付近に物品を置くこ とを禁ずる旨の表示	「この付近に物を置かないで下さい。」 「避難経路につき物品存置厳禁」
備 考	文字の大きさは概ね 5 cm とすること。

(3) 特定 1 階段等防火対象物に係る避難器具の設置等場所の表示に関する取扱い。

避難器具を設置し、又は格納する場所（以下「避難器具設置等場所」という。）のある階における表示の取扱いについては、次によること。

ア 避難器具設置等場所の出入口における識別措置

避難器具設置等場所の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所である旨が容易に識別できるような措置（以下「設置等場所出入口の識別措置」という。）を講じること。

容易に識別できる大きさとし、破損や汚損がないような方法で「○○○設置場所」（○○○は避難器具名）等を表示すること。◆

イ 避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室の出入口付近の標識

避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室（付室が設けられている場

合にあつては、当該付室をいう。以下同じ。)の出入口付近の見やすい箇所に設置する避難器具設置等場所を明示した標識(以下「避難器具設置等場所配置図」という。)は、次のこと。

(7) 避難器具設置等場所配置図には、平面図に避難器具設置等場所の他、避難施設(階段等)、避難器具設置等場所への出入口を明示すること。◆

(イ) 避難器具設置等場所配置図は、エレベーターホール又は階段室の出入口付近のいずれかのうち、日常よく使用される箇所に設けること。ただし、両方の箇所に設置することを妨げるものではないこと。◆

(ウ) 避難器具設置等場所配置図は、避難器具設置等場所及び避難施設が容易に認識できる大きさとし、破損や汚損がないような方法で表示すること。◆

ウ 設置等場所出入口の識別措置と避難器具設置等場所配置図が近接する場合等にあつては、避難器具設置等場所配置図を設置することで足りるものであること。◆

9 設置場所の明るさの確保◆

避難器具は、使用方法の確認、避難器具の操作等が安全、かつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所に設置するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、明るさが確保される場所として取り扱うものとする。

- (1) 避難器具が屋外(バルコニー、ベランダ、屋上等)で外気の流通が十分確保できる場所に設けられている場合。ただし、救助袋(避難器具用ハッチに格納したものを除く。)緩降機その他使用に際し、組み立て、取り付け等操作を要する器具を設けた場所で操作上又は使用上照明を必要とする場合を除く。
- (2) 屋内、屋外を問わず避難器具設置場所の付近に建基政令第126条の5の基準に適合する非常用の照明装置が設けられている場合。

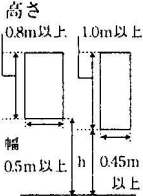
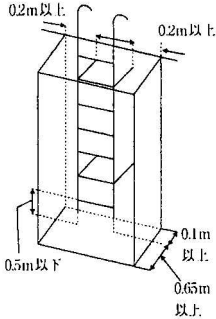
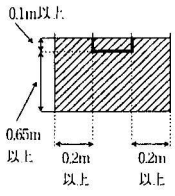
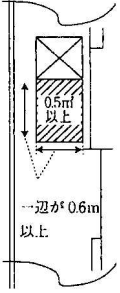
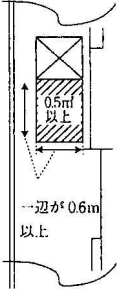
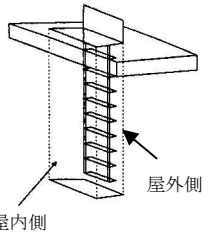
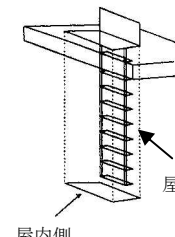
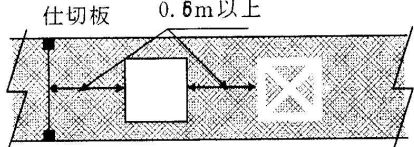
10 避難器具の格納

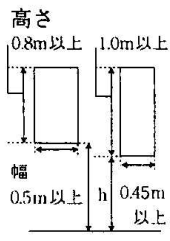
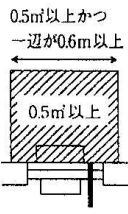
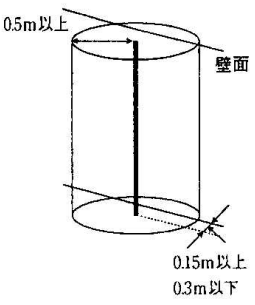
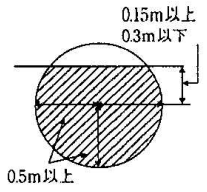
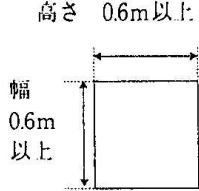
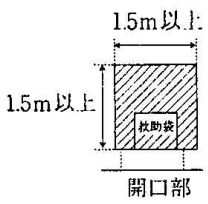
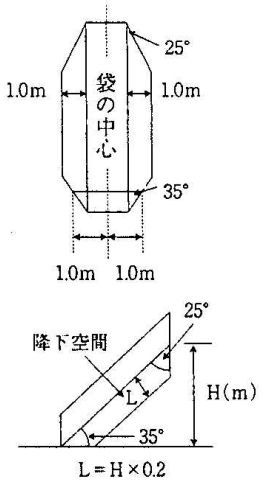
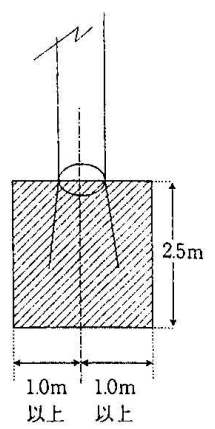
- (1) 避難器具(常時使用状態に取り付けてあるものを除く。)の種類、設置場所等に応じて当該避難器具を保護するため、格納箱等に収納すること。
- (2) 格納箱等は、避難器具の操作に支障をきたさないものであること。
- (3) 避難器具の格納箱等は、当該器具の種類、設置場所及び使用方法に応じて、耐候性、耐食性及び耐久性を有する材料を用いることとし、耐食性を有しない材料にあつては、耐食措置を施したものであること。
- (4) 屋外に設けるものにあつては、有効に雨水等を排水するための措置を講じること。

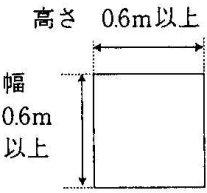
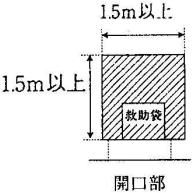
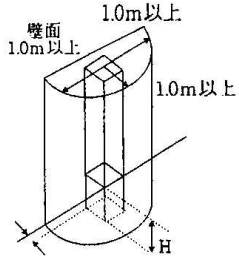
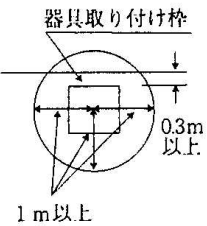
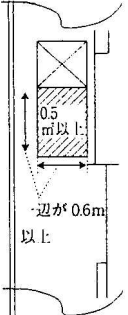
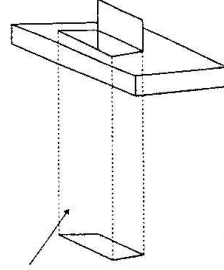
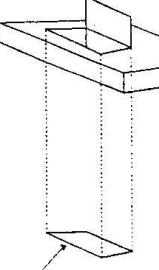
11 その他

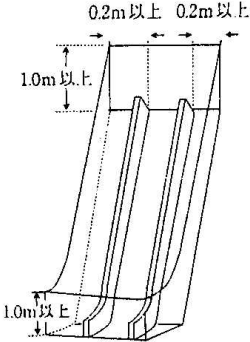
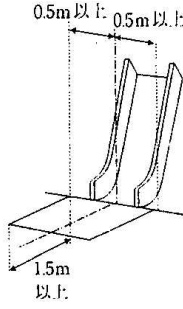
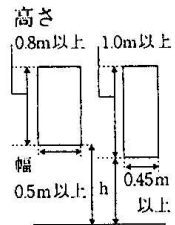
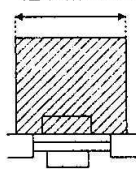
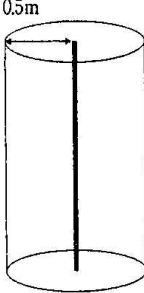
避難器具の設置に関して、予想しない特殊な器具又は工法を用いることにより、この技術基準による場所と同等以上の効力があると認められるときにおいては、本基準は適用しない。

第 16－1 表

	設 置 位 置			
	取付部		降下空間	避難空地
	開口部の大きさ	操作面積		
避難はしご	 高さ 0.8m以上 1.0m以上 幅 0.5m以上 0.45m h h：壁面に設ける開口部の下端は床面から 1.2m 以下とすること。ただし避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない。 床面に開口部を設ける場合は、直径 0.5m 以上の円が内接することができること。	 0.5m以上かつ一辺が0.6m以上 - 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 - 避難はしごの操作に支障ないこと。	 0.2m以上 0.2m以上 0.1m以上 0.65m以上 0.5m以下 - 縦棒の中心からそれぞれ外方向に 0.2m 以上及び横棧の前面から奥行 0.65m 以上の角柱形の範囲 - 縦棒の本数が 1 本の場合は、横棧の端からそれぞれ横方向に 0.2m 以上とする。	 0.1m以上 0.65m以上 0.2m以上 0.2m以上 降下空間の水平投影面積以上とする。
避難器具用ハッチに収納した金属製避難はしご	直径 0.5m 以上の円が内接する大きさ又はこれと同等の大きさとする。  0.5m以上 一辺が0.6m以上 0.5m 以上かつ一辺が 0.6m 以上 - 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 - 操作に支障ないこと。	 0.5m以上 一辺が0.6m以上 - 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 - 操作に支障ないこと。	 0.2m以上 0.2m以上 0.1m以上 0.65m以上 0.5m以下 避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲	 0.1m以上 0.65m以上 0.2m以上 0.2m以上 降下空間の水平投影面積以上で、避難上の安全性が確保されたもの。
	 仕切板 0.6m以上 降下口相互の間隔及び隣接住戸との隔板等からの距離			

	設 置 位 置			
	取付部		降下空間	避難空地
	開口部の大きさ	操作面積		
緩降機 (同時に複数人が降下する構造のものを除く。)	 高さ 0.8m以上 1.0m以上 幅 0.5m以上 h 0.45m以上 h : 壁面に設ける開口部の下端は床面から 1.2m以下とすること。 ・床からの高さが 0.5m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。	 0.5m以上かつ一辺が0.6m以上 0.5m以上 ・器具の水平投影面積は操作面積から除く。 ・緩降機の操作に支障ないこと。	 0.5m以上 壁面 0.15m以上 0.3m以下 ・壁面からロープの中心までの距離が 0.15 m 以上 0.3m 以下となるように設けること。 ・緩降機を中心とした半径 0.5 m の円柱形の範囲以上を確保すること。	 0.15m以上 0.3m以下 0.5m以上
	備考	1 0.1m以内で避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合は、突起物を降下空間内に設けることができる。 2 降下空間及び避難空地を共用して他の緩降機を設ける場合は器具相互の中心を50cmまで接近させることができる。 3 緩降機を吊り下げるフックの取り付け位置は、床面から1.5m以上1.8m以下の高さとする。		
救助袋 (斜降式)	 高さ 0.6m以上 幅 0.6m以上 h : 開口部の下端は床面から 1.2m以下とすること。 ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない。	 1.5m以上 1.5m以上 開口部 救助袋の設置部分を含み、幅 1.5m 奥行 1.5m 以上とすること。 なお、特に操作に支障のない範囲で、2.25 m²以上の面積で形状を変えることができる。	 25° 1.0m 袋の中心 1.0m 35° 1.0m 1.0m 降下空間 25° 35° H(m) L = H × 0.2	 2.5m 1.0m以上 1.0m以上
	備考	1 開口部は、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を設置位置近くの開口部等（設置開口部も含む。）から確認できること。 2 防火対象物の側面に沿って降下する場合の降下空間は、救助袋と壁面との間隔（最上部を除く。）は、0.3m（ひさし等の突起物のある場合は突起物の先端から0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合は、0.3m））以上とすることができる。		

設 置 位 置				
	開口部の大きさ	操作面積	降下空間	避難空地
救助袋 (垂直式) (避難器具用ハッチに収納したものを除く。)	 高さ 0.6m以上 幅 0.6m以上 h : 開口部の下端は床面から 1.2 m 以下とすること。 ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない。	 1.5m以上 1.5m以上 開口部 救助袋の設置部分を含み、幅 1.5m 奥行 1.5m 以上とすること。 なお、特に操作に支障のない範囲で、2.25 m² 以上の面積で形状を変えることができる。	 1.0m以上 壁面 1.0m以上 1.0m以上 H 救助袋と外壁の間隔は 0.3 m 以上（外壁にひさし等の突起物がある場合は、当該突起物の先端との間隔は 0.5m 以上。ただし、突起物が入口金具から下方 3 m 以内の場合は、0.3m 以上。）	 器具取り付け枠 0.3m以上 1 m 以上 降下空間の水平投影面積以上とする。
	備考	1 降下空間、避難空地を共用して器具を設ける場合は、器具相互の外面を 1 m まで接近させることができる。 2 下部で入口部と降着面等との間隔（H）は、0.5m 以下であること。		
救助袋 (避難器具用ハッチに収納したもの)	直径 0.5m 以上の円が内接する大きさ又はこれと同等の大きさとする。	 0.5 m 以上 辺が 0.6m 以上		
	0.5m 以上かつ一辺が 0.6m 以上 - 器具の水平投影面積は操作面積から除く。 - 操作に支障ないこと。		避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲	降下空間の水平投影面積以上で、避難上の安全性が確保されたもの。

	設 置 位 置			
	開口部の大きさ	操作面積	降下空間	避難空地
滑り台	高さ 0.8m 以上かつ幅は滑り台のすべり面の最大幅以上とする。 開口部の下端は床面から 1.2m 以下とすること。 ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない。	滑り台の大きさ、形状に応じた操作に必要な面積	 滑り面から上方 1 m 以上、両端から外方向に 0.2m 以上	 滑り台下部の先端から前方 1.5m、滑り台の中心線から左右に 0.5m 以上
備考	避難空地は、滑り台の手すり部分の外側にそれぞれ 0.2m 以上確保することが望ましい◆			
滑り棒・避難用ロープ	 高さ 0.8m 以上 1.0m 以上 幅 0.5m 以上 0.45m 以上 h : 壁面に設ける開口部の下端は床面から 1.2m 以下とすること。 ただし避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない。 ・床面に開口部を設ける場合は、直径 0.5m 以上の円が内接することができること。	0.5m 以上かつ一辺が 0.6m 以上  ・器具の水平投影面積は操作面積から除く。 ・避難器具の操作に支障ないこと。	 0.5m 避難ロープを中心とした半径 0.5m の円柱形の範囲とする。 ただし、避難ロープで壁面に沿って降下する場合の壁面に対しては、この限りでない。	避難上支障のない広さとする。
避難用タラップ 避難橋	高さ 1.8m 以上、幅は当該器具の最大幅以上	当該器具を使用するのに必要な広さ	当該器具の踏面から高さ 2 m 以上及び当該器具の最大幅以上	避難上支障のない広さとする。